

岩手沿岸南部広域環境組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

平成18年 4月21日 規則第16号

改正 平成26年 3月31日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環組一般職の職員の給与に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環組条例第10号）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し別に定める場合を除き、必要な事項を定めるものとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、釜石市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和38年釜石市規則第14号）の例による。

2 前項のうち、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、各級ごとの職務の分類は、級別職務分類表（別表）に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表

級別職務分類表（第2条関係）

職務の級	標準的な職務
1級	主事補、技師補、主事、技師の職務
2級	主事、技師、主任の職務
3級	主任、主査、係長の職務
4級	係長、主幹の職務
5級	主幹、事務局次長の職務
6級	事務局次長、事務局長の職務
7級	事務局長の職務